

国立情報学研究所総合目録個別版提供サービス 取扱要領

令和3年1月21日
学術コンテンツ課制定

国立情報学研究所は、総合目録個別版提供サービスについて、本要領に基づき利用者に提供するものとする。

(提供データの対象と単位)

提供データの対象は、総合目録データベース(NACSIS-CAT)に登録された書誌・所蔵データとし、機関（あるいは参加組織）を単位として実施する。

(データ提供作業の依頼)

- ・ 利用者は、別紙「総合目録個別版利用申請書」に必要事項を記入の上、学術コンテンツ課 NACSIS-CAT担当に提出するものとする。
- ・ 利用代表者は、原則、機関の長又は図書館長とする。ただし、組織の運用体制に応じて、総合目録個別版データを利用する図書館室等の代表者（事務部長、図書館課長等）を利用代表者としても良い。
- ・ 申請書には、総合目録個別版データを利用する図書館室等の名称と住所、利用者の参加組織コード（複数の参加組織コードがある場合は、その全て）を記載すること。

(データ提供作業の実施)

- ・ データ提供作業の実施の可否は、申請内容及び利用目的により、学術コンテンツ課が決定し利用者に通知するものとする。
- ・ データ提供作業実施の日時等については、学術コンテンツ課が決定するものとする。
- ・ 作業実施にあたっては、利用者は、学術コンテンツ課の求めに応じて協力するものとする。